

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表

資料 4

改正後	改正前
<p>○伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 平成25年10月2日条例第36号 改正 伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 附 則（平成25年10月2日条例第36号） （施行期日）</p>	<p>○伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 平成25年10月2日条例第36号 改正 伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 附 則（平成25年10月2日条例第36号） （施行期日）</p>
<p><u>1</u> この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第17項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。 （適用区分）</p>	<p><u>第1条</u> この条例は、平成29年1月1日から施行する。 （適用区分）</p>
<p><u>2</u> この条例による改正後の伊賀市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p><u>第2条</u> この条例による改正後の伊賀市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>